

平成24年12月定例会 原案可決・全会一致

議会案第10号

2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成24年12月17日

提出者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 小島寛子

2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書

現在、学校における「いじめ」が大きな問題となっている。社会状況等の変化により、学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。

福島県は、小中学校における独自の少人数学級による教育を全国に先駆けて実施しており、学校全体で子どもたちに寄り添いながら教育活動を進め、成果を上げている。

また、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの子どもがふるさとを離れ避難生活を送っている。臨時的に再開している学校も多く、教育環境、教育条件は極めて厳しい状況下での教育活動が行われている。子どもたちは、いかなる状況下においても、教育の機会均等のもとに一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。今、福島県の教育の復興においては、教育予算の拡充と教職員の増員が不可欠である。

現在地方財政は極めて厳しい状況にあり、このような中で震災・原発事故対応と、そこからの復興を進めなければならない。このような時だからこそ、公共サービスの充実が不可欠でありマンパワーが必要である。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、いかなる状況の中においても、等しく良質な教育を受けられる「教育の機会均等」が保障されなければならない。そのためにも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国負担割合を二分の一にもどすとともに、教職員定数の改善を含む教育予算を確保し充実させる必要がある。

このような理由から、国においては、2013年度の教育予算の拡充に向けて、下記の事項について、実現されるよう強く要望する。

記

- 1 一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応を行うための教育予算の拡充と、教職員定数の改善を行うこと。また、当面する教育復興のための教育予算の拡充と震災復興のための教職員の加配を十分に行うこと。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持し、国負担割合を二分の一に復元すること。また、国家公務員給与の臨時特例法による削減を、地方財政計画および義務教育費国庫負担金に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月17日

郡山市議会